

事業所の皆様方へ

消防署へ届出していますか？

★防火対象物使用開始届★

建物を、住宅以外の用途で使用する場合、または新築で住宅以外の建物を建てる場合は、かすみがうら市火災予防条例で消防署への届出が義務付けられています。

届出の Q&A



なんで届出が必要なの？？

無届で住宅以外の建物を使用した場合、火災等の災害が発生した際、建物の所在・用途・規模を把握することができません。迅速・安全に市民の皆様を守るためにも建物情報が必要となります。



住宅以外って？？
建物の大きさも関係するの？？

飲食店・物品販売店・工場・倉庫等があります。面積も様々な判断基準に基づきますのでお問い合わせください。



新築の時だけで届出は大丈夫？？届出には何が必要？？

- ・建物の増改築により変更等が生じた場合
- ・無届出で住宅以外の建物を使用していた場合などがあります。届出に必要な書類は建物の図面等が必要となります。



届出がないと、火災予防に係る予防指導が受けられないため、消防法に係る重大違反対象物として行政指導・処分また市のホームページ等に公表される可能性があるので注意してください。

分かったよ★

この届出は、建物の従業員・利用者の命を守るため必要な届出なんだねっ★

不明な点は 消防本部予防課 ☎0299-59-0119 まで

